

# 「平成29年度国民経済計算年次推計」利用上の注意

1. 現行の我が国の国民経済計算（以下、JSNA という。）は、平成 21（2009）年に国連が勧告した国際基準（2008SNA）に基づいて推計を行っている。
2. JSNA は、毎年、最新年（度）の数値を「第一次年次推計」として公表するとともに、工業統計等の新たに利用可能となった基礎統計を反映させるため、1年遡って再推計を行い、「第二次年次推計」として公表している。さらに、2年遡った年の計数について、供給・使用表（SUT）の枠組みを活用して統計上の不突合を縮減させるための再推計を行い、「第三次年次推計」として公表している。
3. 「平成 29 年度国民経済計算年次推計」においては、利用可能な基礎統計を反映させることに加え、推計方法の一部見直し等を行う。主なものは以下のとおり。

## (1) 共通推計項目の拡充

家計最終消費支出の四半期推計において需要側情報と供給側情報を統合することにより推計を行っている並行推計項目のうち、サービスを中心とした 16 項目<sup>1</sup>を供給側情報のみから推計するように推計方法を変更（共通推計項目化）する。

## (2) 需要側と供給側の統合比率の見直し

家計最終消費支出の四半期推計における供給側と需要側の統合比率について、(1) の対応に伴い、四半期別 GDP 速報と年次推計の推計値の伸び率の乖離が最小化されるような統合比率を再推計し、これに変更する<sup>2</sup>。

(1) 及び (2) の変更に伴い、支出側系列をはじめとした以下の計数表の系列について、四半期値及び年度値が平成 6 年から遡及改定となる。

平成 6 年から遡及改定となる計数表
○フロー編
I. 統合勘定
国内総生産勘定
国民可処分所得と使用勘定
資本勘定・金融勘定
II. 制度部門別所得支出勘定
一国経済
家計（個人企業を含む）
III. 制度部門別資本勘定・金融勘定
一国経済
家計（個人企業を含む）
IV. 主要系列表
1. 国内総生産（支出側）
V. 附表
11. 家計の形態別最終消費支出の構成
12. 家計の目的別最終消費支出の構成
18. 制度部門別の純貸出（+）／純借入（-）
23. 実質国民可処分所得

<sup>1</sup> 平成 30 年 10 月 11 日「統計委員会第 2 回国民経済計算体系的整備部会 QE タスクフォース会合資料 1」参照（[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000578613.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000578613.pdf)）

<sup>2</sup> 平成 30 年 11 月 21 日「統計委員会第 3 回国民経済計算体系的整備部会 QE タスクフォース会合資料 2」参照（[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000585873.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000585873.pdf)）

(3) 「毎月勤労統計」における雇用者報酬推計等の対応

「毎月勤労統計」（厚生労働省）において、平成 30 年 1 月からローテーション・サンプリングの導入等の変更が行われたことを受け、雇用者報酬及びデフレーター<sup>4</sup>の推計方法を一部変更する。当該変更に伴い、賃金・俸給等の雇用者報酬の内訳項目について、四半期値、暦年値が平成 16 年<sup>3</sup>から遡及改定となる<sup>4</sup>。これに伴い、営業余剰や可処分所得などの計数についても遡及改定される。

また、「毎月勤労統計」を用いて推計している労働時間数についても、雇用者報酬と同様に、平成 16 年<sup>3</sup>以降を遡及改定する。

(4) 「資金循環統計」の遡及改定の対応

本年 6 月に行われた「資金循環統計」（日本銀行）の遡及改定では、平成 16 年度末以降の計数について改定が実施された。これを受け、以下の計数表の対応する系列について、最大で平成 16 年まで遡及改定する。

平成 16 年から遡及改定となる計数表
○フロー編
I. 統合勘定
資本勘定・金融勘定
海外勘定
III. 制度部門別資本勘定・金融勘定
V. 付表
6 (2). 一般政府の部門別勘定 (GFS)
18. 制度部門別の純貸出 (+) / 純借入 (-)
19. 海外勘定
21. 民間・公的企業の資本勘定・金融勘定
24. 金融資産・負債の取引
○ストック編
I. 統合勘定
II. 制度部門別勘定
III. 付表
1. 国民資産・負債残高
2. 民間・公的別の資産・負債残高
3. 一般政府の部門別資産・負債残高
5. 対外資産・負債残高
6. 金融資産・負債の残高
IV. 参考表
2. 金融機関のノン・パフォーミング貸付

(5) コモディティ・フロー法推計に利用する基礎統計の変更

今回（平成 29 年第一次年次推計及び平成 28 年第二次年次推計）より、「ソフトウェア業」の推計に利用していた基礎統計のうち「CESA ゲーム白書」（CESA（一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会））を「特定サービス産業動態統計」（経済産業省）に変更する。

(6) 政府関係諸機関の分類（平成 29 年度分）

平成 29 年度中に行われた政府関係諸機関の新設、統廃合等を踏まえて、国民経済計算における分類を行った（参考資料参照）。具体的には、平成 29 年度年次推計で新たに分類した主な機関とその分類は以下のとおり。

- ・地方独立行政法人大阪産業技術研究所、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、「地方政府」

<sup>3</sup> 年度値は平成 15 年度から遡及改定となる。

<sup>4</sup> デフレーターについては平成 30 年以降の推計方法を変更する。

- ・地方独立行政法人市立大津市民病院、地方独立行政法人くまもと県北病院機構は、「公的非金融企業」

4. その他、以下の表章項目の追加を行う。

- ・フロー編Ⅱ.制度部門別所得支出勘定「5. 家計（個人企業を含む）（1）第1次所得の配分勘定」に家計部門の持ち家の支払利子（FISIM 調整前）を表章する。
- ・フロー編Ⅳ.主要系列表「2. 国民所得・国民可処分所得の分配」の「法人企業所得」及び「民間法人企業所得」について、その内訳として「非金融法人企業」「金融機関」を表章する。